

訴訟・審判準備費用請求書＜刑事・少年共通＞

書式4-B⑦
2022.4月版

弁護士 (登録番号) 提出日

事件番号: 年()第 号 被告人等氏名:

訴訟・審判準備費用として、次のとおり請求します。

*請求する箇所をチェックして、必要事項を記載 *作成や交付を受けるために要した郵送料・振込手数料は支給対象外。

注)請求には疎明資料として、次の①と②の両方の添付が必要。

- ①領収書の写しその他支出した手数料等の額を明らかにする疎明資料
- ②当該支出に係る文書の事件との関連性を明らかにする疎明資料

実費総額 円 *支給上限3万円

☐ 診断書の作成料 円

診断書とは、
注)「医師が自ら診察をし、病名(診断名)が記載され、かつ、診断結果を証明するために作成された書面」。
(カルテは診療記録であり、診断書には当たらない。また、診断書を作成するための診察料・面談料は、対象外)
* 被疑者・被告人・少年本人以外の診断書の場合、事件との関連性につき、下部に記載(別途報告書添付でも可)。
(事件との関連性は次のとおり。)

☐ 弁護士会照会手数料(弁護士法第23条の2) 円

弁護士会宛の照会申出書(本件国選弁護事件に係る照会申出であることが確認できる部分)の写しなど、
注) 事件との関連性を明らかにする資料を添付。
(例) 申出書のうち、申出日や事件番号、被疑者等氏名、照会先や照会目的等が記載されている部分
* 資料の添付が困難な場合は、当該照会と事件との関連性につき、下部に記載(別途報告書添付でも可)。
(事件との関連性は次のとおり。)

☐ 行政機関が発行する証明書の発行手数料 円

証明書の写しなど事件との関連性を明らかにする資料を添付。
* 写しの添付が困難な場合は、証明書と事件との関連性につき、下部に記載(別途報告書添付でも可)。
(事件との関連性は次のとおり。)

☐ 前任の弁護人から謄写記録の引継ぎを受けた場合の送料 円

注) 疎明資料として、着払い伝票の写しを添付。前任の弁護人(解任前の弁護人、原審・原々審の弁護人)が法テラスから記録謄写費用の支払を受けている場合に限る。前任の弁護人に記録を返送する際の返送料は支出対象外。

※引継ぎを受けた場合の送料と謄写料の双方を請求する場合

- ☐ 記録の引継ぎを受けた記録以外について自分で謄写した
- ☐ 引継ぎを受けた記録に汚損・破損等があり、自分で謄写せざるを得なかった
- ☐ その他(重複謄写せざるを得ない特段の事情があった)→具体的な事情()

注) 引継ぎを受けた場合は、汚損、破損その他特段の事情がない限り、重複した記録の謄写は避けるよう努めてください。

☐ 判決書謄本交付手数料 (判決書 枚×1枚60円) 印紙額 円

謄本の1枚目と謄本認証日(作成日)の記載がある頁の写しを、事件との関連性を明らかにする資料として添付。
* また、印紙代の領収書がない場合は、最終頁も添付。
枚数未定の場合は印紙額欄に「未定」と記載して提出。請求額が確定次第、資料及び金額記載の本請求書を追完。
①調書判決は含まない。
注) ②控訴等期間内かつ控訴等申立前に判決書謄本の交付申請を行った場合に限る。ただし、弁護人本人が控訴等申立し、かつ控訴趣意書等を作成予定の場合は、控訴等申立後に交付申請をした場合であっても、算定対象とする。
③少年保護事件の審判書謄本交付に当たって手数料の印紙のちょう用は不要となっていることから、支給対象外。